平成２５年（フ）第２１５号
千葉県成田市飯田町124番地88　アニメート・セイミヤ103号
債務者　小田　貴則
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月26日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２０９号
新潟県柏崎市四谷１丁目13番７号
債務者　五十嵐亮造
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
山形県最上郡戸沢村大字蔵岡165番地
債務者　青柳　辰男
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　一馬
4　破産債権の届出期間　平成26年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１１３４号
東京都八王子市下柚木３丁目３番地５―1103
債務者　幸田　泰幸
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　良成
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９５号
静岡県浜松市中区早出町1151番地の17　サンハイツＡ101、前住所静岡県浜松市西区舘山寺町1407番地の１
債務者　柴山　　満
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　道也
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
静岡県三島市本町14番17号　シーショア・三島本町203
債務者　水野　達弥
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　孝士
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６４６号
栃木県下野市石橋602番地
債務者　布袋田正孝
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青井　芳夫
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月７日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
北海道網走市北７条西２丁目３番地の４　上川アパート２Ｆ、申立時の住所北海道網走市潮見４丁目108番地
債務者　浅間　信一
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　雅浩
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
山口県下関市秋根本町１丁目５番９号　コーポα301号
債務者　田中誠一こと　金　　淳
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　破産債権の届出期間　平成26年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月19日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
新潟市西区五十嵐２の町9143番地66
債務者　島倉　順子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９９８号
広島市東区牛田新町３丁目７番３号
債務者　引地都志枝
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　直人
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７７５号
大阪府八尾市南木の本２丁目27番地の10
債務者　辻上　昌美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９６号
大阪府東大阪市若江本町４丁目２番23号
債務者　谷口　俊光
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　直久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１０号
大阪市福島区大開２丁目３番４―405号
債務者　森井　義博
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部